

五所川原市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項により実施した財政援助団体等監査に関する監査結果について、同条第9項に基づき別添のとおり公表する。

令和4年3月3日

五所川原市代表監査委員 小田桐 宏之

五監委発第54号
令和4年3月2日

五所川原市議会議長 磯邊 勇司 様
五所川原市長 佐々木 孝昌 様
五所川原市教育長 原 真紀 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 石沢 和夫

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

職業訓練法人五所川原職業訓練協会（指定管理施設：五所川原職業訓練施設）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、令和3年10月18日に実地監査を実施した。指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和3年10月1日から令和3年11月8日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書、預金残高証明書、預金通帳

第6 監査の主な着眼点

- (1) 補助金等に係る会計処理は適正であるか
- (2) 補助金等が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の責任体制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。

事務処理上の軽易な誤り等が見られたため、口頭で注意し改善検討を求めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

七和地域住民協議会（指定管理施設：楠美家住宅）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、令和3年11月15日に実地監査を実施した。指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和3年11月1日から令和3年12月6日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書、預金残高証明書、預金通帳

第6 監査の主な着眼点

- (1) 補助金等に係る会計処理は適正であるか
- (2) 補助金等が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の責任体制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。

事務処理上の軽易な誤り等が見られたため、口頭で注意し改善検討を求めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

地方自治法第199条第7項及び五所川原市監査基準第2条第1項第3号の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

特定非営利活動法人津軽芸術文化発信倶楽部（指定管理施設：ふるさと交流圏民センター）

第3 監査の実施内容

本監査は、令和2年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。監査にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、令和4年1月19日に実地監査を実施した。指定管理業務が当該目的に沿って行われているかなどを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正な監査方法により実施した。

第4 監査の期間

令和4年1月4日から令和4年2月14日まで

第5 主な監査項目

基本協定書及び年度協定書、定款、組織図、職員名簿、事業概要及び事業計画書、予算書、決算書、定期報告書、事業報告書、固定資産台帳、指定管理運営に係る収支関係書類、指定管理者募集要項及び指定管理業務基準（仕様）書、預金残高証明書、預金通帳

第6 監査の主な着眼点

- (1) 補助金等に係る会計処理は適正であるか
- (2) 補助金等が対象事業以外に流用されていないか
- (3) 会計処理上の責任体制が十分とられているか

第7 監査の結果

監査の結果、概ね良好と認めた。

事務処理上の軽易な誤り等が見られたため、口頭で注意し改善検討を求めた。